

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 住宅を新築する建設工事の発注者等への説明書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めるものとする事。 (第四条関係)

第二 指定住宅紛争処理機関の業務の特例及び住宅紛争処理支援センターの業務の特例に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定の適用についての技術的読替えを改めるものとする事。 (第九条及び第十条関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 附則

- 一 この政令は、令和三年九月三十日から施行するものとする事。 (附則第一条関係)
- 二 所要の経過措置を定めるものとする事。 (附則第二条及び第三条関係)